

## 学生表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、神奈川県立保健福祉大学学則第45条の規定に基づき、学生の表彰について必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 表彰の対象は、次の各号のいずれかに該当すると認められる本学の学生又は学生を構成員とする団体とする。

- (1) 学業又は研究活動において、特に顕著な成果をあげたと認められる者
- (2) 課外活動において、特に顕著な成果をあげたと認められる者
- (3) 社会活動において、特に顕著な功績をあげたと認められる者
- (4) その他前各号と同等以上に値する行為があったと認められる者

(候補者の推薦)

第3条 教職員は、前条各号に掲げるいずれかに該当し表彰にふさわしい候補者について、また、学生は、前条第2号から第4号に掲げるいずれかに該当し表彰にふさわしい候補者について、それぞれ、別記様式の推薦書により学長に推薦することができる。

2 前条の規定による推薦は、前条第1号に該当する場合は当該年度の卒業及び修了認定後速やかに、同条第2号から第4号までに該当する場合は、その都度行うものとする。

(被表彰者の決定)

第4条 前条により推薦された候補者は別に定める者をもって構成する表彰委員会において選考し、学部においては教授会、大学院においては研究科教授会の議を経て、学長が決定する。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、表彰状により学長が行う。この場合において、記念品又は副賞を贈ることができる。

(表彰の時期)

第6条 表彰は毎年一定の時期を定めて行う。但し、直ちに表彰することが必要と認められる場合は適宜行うことができる。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別記様式(第3条関係)

推 薦 書

年 月 日

神奈川県立保健福祉大学長 様

推薦者名  
(所属等)

次の学生等は、学生表彰規程第2条第 号に該当すると認められるので、推薦します。

1 推薦対象者

学 生	所属	学科	(専攻) 第	年次
	氏名	(学籍番号		)

団 体	団体名	人数	人
	代表者所属	学科	(専攻) 第 年次
	代表者氏名	(学籍番号	)

2 推薦理由

※表彰状の写し、新聞記事等ある場合は添付すること。

## 学生表彰規程の取扱いについて

### (表彰委員会)

1. 学生表彰規程第4条にある表彰委員会は、各学科及び人間総合科から選出された教職員によって構成する。また、この委員会は学部においては学生委員会、大学院においては研究科運営会議をもって代えることができる。

### (表彰の時期)

2. 原則として、卒業（修了）証書・学位記授与式において行う。ただし、第2条第2号から第4号に該当する表彰については決定後速やかに行うものとする。

### (事務)

3. 表彰に関する事務は事務局で行う。

### 附 則

この取扱いは、平成30年4月1日から施行する。